国債整理基金が行う金利スワップ取引にかかる担保国債管理関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、国債整理基金が行う金利スワップ取引（「特別会計に関する法律」（平成１９年法律第２３号）第４９条第２項に規定するスワップ取引をいう。）にかかる日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して行う担保国債管理関係事務（以下「日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務」という。）についての基本的な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この規則において「スワップ取引先」とは、財務大臣と基本契約（「国債の金利スワップ取引に関する省令」（平成１７年財務省令第７２号）第３条第１項に規定する基本的な契約をいう。以下同じ。）を締結している金融機関等をいう。

２．この規則において「利用先」とは、スワップ取引先が本条第４項に定める帳票出力先、本条第５項に定める担保受払先または決済代行先（「国債整理基金が行う金利スワップ取引にかかる担保国債管理関係事務についての代行決済に関する規則（預り口）」第２条第３項に定める決済代行先をいう。以下同じ。）となる営業所等として財務省に届出て、これをもとに同省が日本銀行に対して指定したものであって、第３条に規定する申出を受けて、日本銀行が日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務についての日銀ネットの利用を認めたものをいう。

３．この規則において「利用金融機関等」とは、利用先の属する金融機関等をいう。

４．この規則において「帳票出力先」とは、利用先のうち、スワップ取引先が、第５条各号に掲げる事項を日銀ネットにより受信する営業所等として財務省に届出て、これをもとに同省が日本銀行に対して指定したものをいう。

５．この規則において「担保受払先」とは、スワップ取引先に属する利用先であって、スワップ取引先が、第６条に掲げる担保国債（基本契約に規定する”Eligible Collateral”をいう。以下「担保国債」という。）の差入の申出等および第７条に掲げる担保国債の返戻の請求について日銀ネットを利用して行う営業所等として財務省に届出て、これをもとに同省が日本銀行に対して指定したものをいう。

（利用先の承認および担保受払先の要件）

第３条　利用金融機関等は、利用先を日本銀行に書面により申出、その承認を得るものとする。利用先を変更する場合も同様とする。

２．利用先は、日本銀行本店の業務区域に所在する営業所等でなければならない。

３．担保受払先が属する利用金融機関等は、国債振替決済制度における参加者でなければならない。

４．担保受払先は、帳票出力先と同一の利用先でなければならない。

（利用のための届出）

第４条　利用金融機関等は、次の各号に掲げる事項を日本銀行に書面により届出るものとする。

（１）利用金融機関等の商号および所在地

（２）代表者の氏名

（３）代理人による諸届出等を行うときはその氏名

（４）日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務についての日銀ネットの利用に関する諸届出等に使用する印鑑または署名鑑

（５）利用先の名称および所在地

（６）その他日本銀行が定める事項

２．利用金融機関等は、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、日本銀行に書面によりその旨届出るものとする。

３．前２項の規定により現に届出られている事項が事実と異なるために、日本銀行からの書類等が延着し、または到達しなかった場合には、当該書類等は通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（余剰・不足担保価額等の通知）

第５条　財務省は、帳票出力先に対し、次の各号に掲げる事項を日銀ネットにより通知する。

（１）余剰・不足担保価額

（２）スワップ時価評価額

（３）受渡後担保価額

（４）担保国債の償還期限に関する情報その他の情報

（担保国債の差入における日銀ネットの利用）

第６条　財務省は、基本契約の定めるところによりスワップ取引先に対し担保国債の差入の請求を行う場合には、原則として帳票出力先を通じて、日銀ネットを利用して行う。

２．スワップ取引先が基本契約の定めるところにより担保国債の差入を行う場合には、担保受払先が日銀ネットを利用して、担保国債の差入の申出および国債振替決済制度における当該スワップ取引先名義の参加者口座（自己口）から国債整理基金名義の参加者口座（自己口）への振替の申請を行うものとする。

３．前項に規定する担保国債の差入の申出および国債振替決済制度における当該スワップ取引先名義の参加者口座（自己口）から国債整理基金名義の参加者口座（自己口）への振替の申請は、日本銀行が別に定める場合を除き、取消すことができない。

（担保国債の返戻における日銀ネットの利用）

第７条　スワップ取引先が基本契約の定めるところにより担保国債の返戻の請求を行う場合には、担保受払先が日銀ネットを利用して行うものとする。

２．前項の担保国債の返戻の請求は、日本銀行が別に定める場合を除き、取消すことができない。

３．財務省が基本契約の定めるところにより担保国債の返戻を行う場合には、日銀ネットを利用して、国債振替決済制度における国債整理基金名義の参加者口座（自己口）から当該スワップ取引先名義の参加者口座（自己口）への振替の申請を行う。

（事務処理の通知）

第８条　財務省は、第６条に規定する担保国債の差入を受けた場合または前条に規定する担保国債の返戻を行った場合には、担保受払先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．担保受払先は、前項の規定により財務省が行った通知の内容に異議のある場合には、直ちに財務省にその旨を連絡する。

（免責）

第９条　日本銀行が相当の注意をもってその受付けた書類の印影または署名を第４条の規定により利用金融機関等が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、当該利用金融機関等が当該書類により届出もしくは申出を行ったものとみなす。

２．前項の場合において、日本銀行は、当該書類について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

３．日本銀行は、利用金融機関等がこの規則、第１１条の規定により日本銀行が指示した事項または第１２条もしくは第１３条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

（手数料の支払義務）

第１０条　利用金融機関等は、日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第１１条　日本銀行は、日銀ネットの障害その他の事情によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いをするよう指示することができる。

（細則の制定）

第１２条　この規則に基づく日銀ネットの利用に関し必要な具体的事項については、日本銀行が別に定める。

（所要事項の決定等）

第１３条　日本銀行は、日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務についての日銀ネットの適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（日銀ネット利用に関する約定の解約等）

第１４条　利用金融機関等または日本銀行は、２か月の予告期間をもって日銀ネットの利用に関する約定を解約することができる。利用金融機関等による当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。ただし、利用金融機関等が解約を行う場合には、当該利用金融機関等について、帳票出力先、担保受払先および決済代行先としての指定が財務省から解除されていることを要する。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、書面の通知により、直ちに当該利用金融機関等との約定の一部または全部を解約することができる。この場合、通知による解約は通知の発送時に効力が発生するものとする。また、当該利用金融機関等による日銀ネットの利用の一部または全部を一定期間制限することができる。

（１）利用金融機関等がこの規則に違反したとき

（２）利用金融機関等が第１１条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき

（３）利用金融機関等が第１２条または第１３条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき

（４）国債振替決済制度における参加者である利用金融機関等が日本銀行国債振替決済業務規程第１０条第３項各号に掲げるいずれかに該当するとき

（５）利用金融機関等が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反したとき

（６）利用金融機関等が利用基本規則第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき

（７）利用金融機関等が利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき

（８）利用金融機関等がスワップ取引先でなくなり、かつ、当該利用金融機関等の利用先がいずれのスワップ取引先にかかる帳票出力先または決済代行先でもなくなったとき

（９）その他日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務についての日銀ネットの適切な運用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき

（規則の改正）

第１５条　日本銀行は、日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務についての日銀ネットの適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この規則を改正することができる。